

現代アメリカの人工中絶論争

鷓 浦 裕*

[要旨] アメリカ政治にはホット・ソーシャル・イシューと呼ばれ、たとえば銃、人工中絶、LGBT、マリファナなど、政治化されて同国を二分する論争がいくつかある。今回、このように政治化されたイシューの中から人工中絶論争をとりあげ、統計でみる現状、利益団体の主張、州レベルの立法などについてまとめた。

報道によると、2019年6月11日、テキサス州東端の田舎町ワスコム（Wascom）で市議会が人工中絶を禁止する条例を可決し、「胎児のための聖域都市」（“sanctuary city of the unborn”）宣言を発表した。

人工中絶を禁止するだけでなく、人工中絶を仲介したり提供したりする団体を犯罪組織と決めつけ、いかなる事業も、オフィス・スペースの賃借りも、不動産の購入も、いかなる物理的な実体の設立も、「違法」とみなしている。

市議会によれば、東隣のルイジアナ州が禁止法を可決し同州の中絶クリニックがワスコム市内に移転してくる恐れがあり、その予防措置をとったという。実際にわずか20マイル東のルイジアナ州シュリヴポートのクリニックには移転計画のうわさがあった。人口約2,200人の大半が条例を支持するワスコム市は保守的なコミュニティであり、市議会議員はすべて白人男性である。同年7月2日、テキサス州都オースティンの人工中絶権利団体は共同で、「人工中絶の自由」（“Freedom of Abortion”）と書かれた広告掲示板を2枚建て、中絶反対派に対し反撃を開始したという [WP: Jul 27, 2019]。

もともと1973年の「ロー」最高裁判決はテキサス州に端を発している。それ以来、同州は常に中絶論争の最前線にある。

アメリカ政治にはホット・ソーシャル・イシューと呼ばれ、たとえば銃、人工中絶、LGBT、マリファナなど、同国を二分する論争がいくつかある。イシューへの賛否をめぐり、一方で保守派（なかでもキリスト教保守）と共和党、他方でリベラルと民主党とに二極化して激しい論争が続き、両派は妥協の糸口さえ見いだせずにいる。

いずれのイシューについても、筆者はその政治化された側面に関心を払ってきた。第一に、両サイドはそれぞれ意見広告団体や利益団体が恒常的に啓蒙活動を展開し、メンバーを動員

* 教授／アメリカ政治

し、州レベルでも全国レベルでも歳時的に示威活動を展開している。第二に、選挙のさいに必ず 이슈の一つとなり、候補者はそれぞれの 이슈について立場を明らかにしなければならないし、その表明に基づいて投票を決める有権者も少なくない。

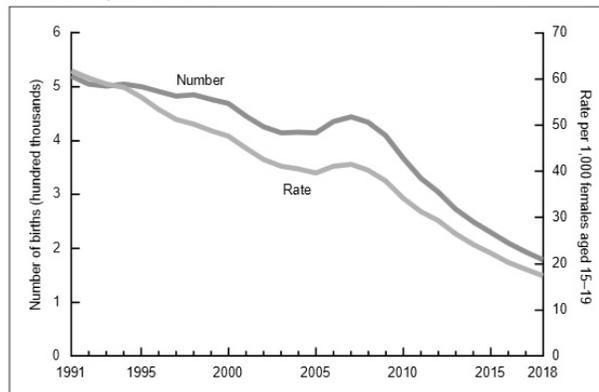
今回、このように政治化された 이슈の中から人工中絶論争を取りあげる。2019年の春、この 이슈が全国の州レベルで大きく動き始めたからである。ちなみに、銃問題についてはすでにモノグラフを書いている[鶴浦、2017]。ただし2019年に流血の夏ともいべき事態を経ても、アメリカは銃問題の解決に向かえるかどうかかわからない状況である。他方、LGBTとマリファナの 이슈は2010年以降、論争としての妥協点が必要も見つかったとは言えないが、賛否の数の観点からみると、問題の決着に向かう趨勢が定まりつつある。これらについては今後の課題としたい。

それでは、アメリカの人工中絶の現状から説明していく。

第一に、統計でみると、人工中絶の現状（中絶件数と中絶率の推移）は以下の通り（表1）である。たとえばガットマッカー・インスティテュート（The Guttmacher Institute）の調査報告書（2011-2017）によると、アメリカの中絶率は2017年に過去最低を記録しているという[GI: Sept 2019]。推定では、2011年に1,058,000件を数えたが、2017年には196,000件減り862,000件となっている。女性（15-44）1,000人あたりの中絶件数を表す中絶率で表すと、2011年には16.9だったが、2017年には13.5に下がっている。

ちなみに中絶件数や中絶率の低下には、いくつかの要因が考えられるが、その全体的な背景として、出生率の低下にも着目する必要がある。ナショナル・センター・フォア・ヘルス・スタティスティックス（The National Center for Health Statistics）によると、2018年の合衆国で生まれた人の合計は推定3,788,235人である。前年に比べ2%減、1986年以降において最低を記録した。出生率（15-44歳の女性1,000人のうち出産した女性の数）もまた59という最低を記録したという[VSSR: May 2019]。当初、大不況から回復すればこの減少傾向は終わると思われていた。しかし人口学者の予想が外れていることは明らかである（グラフ1）。

Figure 1. Number of live births and birth rates for females aged 15-19: United States, final 1991-2017 and provisional 2018



SOURCE: NCHS, National Vital Statistics System, Natality.

グラフ 1. 出生の件数と出生率 [VSSR: May 2019]

Number of reported abortions, abortion rate and abortion ratio, United States, 2000-2017

| | No. (in 000s) | Rate* | Ratio† |
|-------------|---------------|--------|--------|
| Year | | | |
| 2000 | 1,313.0 | 21.3 | 24.5 |
| 2001 | [1,291.0] | [20.9] | [24.4] |
| 2002 | [1,269.0] | [20.5] | [23.8] |
| 2003 | [1,250.0] | [20.2] | [23.3] |
| 2004 | 1,222.1 | 19.7 | 22.9 |
| 2005 | 1,206.2 | 19.4 | 22.4 |
| 2006 | [1,242.2] | [19.9] | [22.9] |
| 2007 | 1,209.6 | 19.4 | 21.9 |
| 2008 | 1,212.4 | 19.4 | 22.5 |
| 2009 | [1,151.6] | [18.5] | [22.2] |
| 2010 | 1,102.7 | 17.7 | 21.7 |
| 2011 | 1,058.5 | 16.9 | 21.2 |
| 2012 | [1,011.0] | [16.1] | [20.4] |
| 2013 | 958.7 | 15.2 | 19.4 |
| 2014 | 926.2 | 14.6 | 18.8 |
| 2015 | [899.5] | [14.2] | [18.5] |
| 2016 | 874.1 | 13.7 | 18.3 |
| 2017 | 862.3 | 13.5 | 18.4 |

*Abortions per 1,000 women aged 15-44 as of July 1 of each year.†Abortions per 100 pregnancies ending in an abortion or a live birth; for each year, the ratio is based on births occurring during the 12-month period starting in July of that year. NOTE: Figures in brackets are estimated by interpolation of numbers of abortions and adjustments made to CDC Abortion Surveillance Reports. SOURCES: 2000-2014 abortion numbers, rates and ratios—reference 1. 2015 abortion numbers—special tabulations of data from the 2013-2014 Guttmacher Institute Abortion Provider Census. 2015-2017 population data—reference 12. 2015-2017 birth data—references 13 and 14.

表 1. 中絶件数と中絶率 (abortion rate) [GI: Sept 2019]

第二に、中絶をめくり、反対派と容認派に分かれ、激しい論争、対立が展開されている。

反対派はプロ・ライフ (pro-life) と呼ばれ、胎児の命を最優先する。イデオロギー的には保守派の人たち、党派的には共和党支持者、また地域的には東海岸の北部、中西部の一部 (イリノイ、ミネソタなど) の人たちの間に、この主張に賛同する人たちが多くいる。反対派の利益団体や意見広告団体には、ナショナル・ライト・トゥ・ライフ・コミッティー (National Right to Life Committee)、オペレーション・レスキュー (Operation Rescue)、その他のキリスト教教会を中核とする宗教団体がある。また選挙運動における政治献金を活動の中心とする政治活動委員会 (Political Action Committee、通称 PAC) としては、スーザン・B・アンソニーズ・リスト (Susan B. Anthony's List) がある。

これらの団体の活動には、中絶の非倫理性、残酷さを唱える、広く啓蒙的な示威運動もあれば、クリニックの周辺で、中絶を求めて来院する女性に語りかけるターゲットを特定したのものもあれば、クリニックや中絶医を襲撃する暴力的なものもある。また、反中絶法の立法を公約

とする候補者への献金に特化した政治活動もある。

たとえば、人工中絶の合法化に反対するアメリカ人 (27%) が同じ意見の候補者だけに投票する割合は、その合法化を支持するアメリカ人 (18%) より明らかに高い ([PRRI, Aug 13, 2019]。

他方、容認派はプロ・チョイス (pro-choice) と呼ばれ、女性の選択権や自立を主張する。イデオロギー的にはリベラルな (進歩派) の人たち、党派的には民主党支持者、また地域的には南部や中西部の人たちの間で、この主張に賛同する人が多い。反対派の利益団体や意見広告団体には、プラント・ペアレントフッド (Planned Parenthood)、ナラル・プロ・チョイス・アメリカ (NARAL Pro-Choice America)、センター・フォア・リプロダクティブ・ライツ (Center for Reproductive Rights)、その他のACLUなど広い意味でのリベラル派団体がある。また選挙運動における政治献金を活動の中心とする政治活動委員会としては、エミリーズ・リスト (Emily's List) が有名である。

これらの団体の活動には、女性の自立、自由を唱える、広く啓蒙的な示威運動もあれば、貧困層の女性に避妊や中絶の知識だけでなく、実際の方法を提供するクリニックを運営するものもある。また中絶へのアクセスを保障する立法を公約とする候補者への献金に特化した政治活動もある。

前述のガットマッカー・インスティテュートの統計結果 (表1) の解釈についても、両者は政治的な対立を展開する。プロ・ライフ派は中絶の減少は各州の禁止法の成果であると主張する。他方、容認派は特定の避妊方法の普及により「望まれない妊娠」が減ったためだと主張し、反中絶法をもつ州ほど中絶の数が多いと反対派の解釈を否定する。実際には、どちらかではなく、避妊技術の進歩、若者の性行為の減少、反中絶法など、両者の主張をあわせたものが原因論となると考えてもよいかもしれない。

この報告書と姉妹で発表された統計や色塗りの地図は、現状を端的にあらわしているのので、併せて紹介しておく [GPR, Sept 18, 2019]。

ただし、誘発剤による中絶件数は年間数千とも数万ともいわれ、それらは院内だけでなく自宅など水面下で行われているものもあるため、中絶件数の実態は推定さえ難しい。ガットマッカー・インスティテュートの別の報告書によると、2017年、院内中絶のうち誘発剤による処置は39%に増えているという [GI, Sept 2019②]。加えて、医療システムの外で誘発剤を調達し、自己処理する人もいる。この存在を視野に入れると、現実には、中絶件数は減っていないかもしれない [AJPH: Dec 2017]。

FDAが認可する誘発剤はMifepristoneとMisoprostolである。前者は厳しく規制され、処方箋が必要とされる。他方、後者はいわゆるOTCとして、処方箋がなくとも店頭で簡単に買える。両者とも、10週目までの妊娠に摘要できる。2つあわせて同時に服用すれば98%の効果があり [APA]、Misoprostolだけの服用は80%の効果があるといわれている [AFP, Jul 15, 2019]。

誘発剤を提供する業者に「エイド・アクセス」(Aid Access)がある。これはオランダの医者が始めた、医者によるメール・オーダーの誘発剤を医師によるカウンセリング付きで提供する、いわゆるネット業者である。2018年からアメリカに参入している。他の業者をふくめ、ネット上の価格帯を見ると[PC: Mar 20, 2019]、「エイド・アクセス」90ドル、その他のものは200ドル代が多い。クリニックによる処方ですぐ入手する場合500ドルほどかかるため、貧困層、クリニックが遠い人、反中絶法の厳しい州に住む人たちがネット業者のサービスを使う。また簡単にクリニックにアクセスできる人たちの間でも、プライバシーなどの理由から、ネット・サービスを利用する人が増えつつある[NYT: Apr 27, 2017]。

ネット・サービスの知名度は広がりつつある。たとえばRedditで利用者が体験談をシェアしたり、支持者がサイトを開いて、入手方法や医学的、法的問題を説明したりしている。

それでは第三に、プロ・ライフ派とプロ・チョイス派がそれぞれ主張を正当化する根拠について説明しておきたい。

保守派のキリスト教徒など反対派はその主張の根拠を聖書に求めて、胎児の「命」を最優先する[鶴浦: 2018]。たとえば『ヨブ記』10章10～12節では、「あなたはわたしを乳のように注ぎだしチーズのように固め骨と筋を編み合わせそれに皮と肉を着せてくださった。わたしに命と恵みを約束しあなたの加護によってわたしの霊は保たれていました」と書かれている[聖書: 旧約、788]。また『詩篇』139章13節では、「あなたは、わたしの内臓を造り母の胎内にわたしを組み立ててくださった」と書かれている[聖書: 旧約、980]。

とくに『詩篇』139章16節では、「胎児であったわたしをあなたの目は見ておられた。わたしの日々はあなたの書にすべて記されている、まだその一日も造られないうちから」という記述[聖書: 旧約、980]と併せて、「受精卵はヒト」であり、したがって人工中絶を禁止すべきであるという主張の根拠とされている。

要するに命の誕生(や終わり)を決めるのは神の領域に属する問題であり、人間が手出しできない領域である。この意味では、医療技術の発達とともに多様化した誕生と死のチョイスのなかには、聖書の倫理観を含めて私たちの倫理観を逆なでするものがあるとしても不思議ではない。この意味では、避妊や中絶だけでなく、デザイナーズ・ベビーなどの生殖医療ビジネス[NYT: Aug 4, 2017]や安楽死(または「医師による自殺ほう助」)などの「死ぬ権利」の主張[WSJ: May 22, 2017]をめぐる対立もまたバイブル・イシューの最も重要な特徴をもつと言ってよい。

他方、容認派は合衆国憲法の人権規定に基づき、道徳の自由、女性の権利として中絶を主張する。合衆国憲法の修正第5条(連邦政府へ適用)と14条(州政府以下へ適用)には一般に「正当手続き」と呼ばれる原則が書き込まれている。「…(いかなる州も)正当手続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない…」。この「正当手続き」には2つの意味がある。一つには、法が執行されるさいの「手続き」はすべての人にとって公平かつ平等でなければならないという意味である。もう一つは、「…奪ってはならない」という表現の対象に

は経済的なものだけでなく非経済的なもの（たとえば、道徳の自由）も含まれるという意味である。この「道徳の自由」を根拠として最高裁は1973年の「ロー判決」において7対2で、「妊娠を中断するか継続するかの決定」については女性が自分で決めてよい「範囲の中にある」と判断した。この判断は別名「プライバシーの権利」（憲法の中にこのフレーズはない）と呼ばれている。中絶容認派は最高裁判決の「プライバシーの権利」を根拠として、中絶に対する女性の決定権を主張する。



グラフ 2. 人工中絶の賛否をめぐる世論 [G: Jun 11, 2018]

1973年のロー判決以降、プロ・ライフ派とプロ・チョイス派は現在にいたるまで対立を続け、妥協の糸口さえ見えない状況である。グラフ2をみると、いかなる条件でも中絶を合法とすべきでないとするプロ・ライフは20%弱、逆にいかなる条件でも中絶を合法とすべきとするプロ・チョイス派は25%くらいである。両者はほぼ拮抗した対立状況にある。特定の場合に合法とすべきと考える人たちが50%ほどいる。その場合の「特定の場」とは、レイプや近親相姦による妊娠、母体のリスクなどを意味する。

ちなみにロー判決には詳細があり、中絶を無条件に女性の権利として認めたわけではない。その詳細は以下の通りである。最後の月経の開始日を起点として週を数える。妊娠の全期間を3期に分け、最初の12週を第一期、13週から24週を第二期、それ以降を第三期とする。第一期については、理由如何にかかわらず、女性の選択権を認める。第二期については、州当局の判断に一任する。第三期については、胎児の生存能力に配慮し、原則として、人工中絶を認めない。したがってロー判決によれば、女性の選択権が合衆国憲法によって保障されるのは妊娠の第一期だけである。グラフ3を見ると、このような判断にはアメリカ人の世論を反映されていることがわかる。第二期以降について、中絶を合法とすべきと考える割合は激減している。



グラフ 3. 妊娠の期間によって変わる中絶の賛否をめぐる世論 [G: Jun 13, 2019]

第四に、ロー判決後、連邦議会や州議会の反応を見ると、ロー判決は先走りすぎたようである。連邦法やとくに南部の州法の展開を見ると、原則として最高裁判決を尊重しながら、他方ではさまざまな人工中絶の実施にさまざまな付帯条件をつけることで、同判決を骨抜きにする動きが続いている。ここでは、連邦法や州法を一つ一つ取り上げることを避け、その一般的傾向をまとめておきたい。

反中絶州法の中身をいくつかの軸に沿って整理する。整理の軸には、妊娠期間における中絶のタイミング、中絶の理由、クリニックや医師の条件、第三者の承認など、いくつかある。

最初の整理の軸つまり妊娠期間における中絶のタイミングは受精の瞬間から始まり、出産のどこかにある。その横軸上でみると、一方で、プロ・ライフ派は原則として時期にかかわらず女性の選択権を認めず、一貫して胎児の生命あるいは人間性（人であること）を優先する。たとえ妊娠初期の胎児であっても、それは変わらない。妊娠の第一期（0～12週目）について女性の決定権が認められたロー判決以降、同派は妊娠の第一期をターゲットに定め、何らかの理由をつけて、中絶が認められる期間をできる限りゼロに近づける立法をすすめてきた。

他方、プロ・チョイス派は原則として時期にかかわらず女性の選択権を認める。とくに妊娠の初期については、胎児の人間性（人であること）を認めず、女性の自分の身体に対する自己決定権を優先する立法をすすめてきた。

次に、中絶の理由を表す軸をみてみよう。その軸上でみると、一方で、プロ・ライフ派は原則として理由にかかわらず女性の選択権を認めず、一貫して胎児の生命あるいは人間性（人であること）を優先する立法をすすめてきた。たとえレイプやインセストによる妊娠であっても、また母体の健康にリスクがあっても、また胎児に遺伝的な障害があっても、それは変わらない。

他方、プロ・ライフ派はそれらの理由に加えて、理由にかかわらず「望まれない」妊娠に対して女性の選択権を認める立法をすすめてきた。これらの両極の間に、レイプやインセストによる妊娠あるいは母体の健康のリスクあるいは胎児の遺伝的障害など、やむを得ない理由があれば女性の選択権を認めるという中間的な態度がある。ちなみに、ロー判決は中絶の理由について触れていない。

中絶に関する処罰と保護の軸をみてみよう。その両極は中絶した女性、医師、クリニックやそれを運営する団体を処罰する態度と、むしろ逆に彼らを保護しようとする態度からなる。この処罰か保護かの軸上で見ると、一方で、プロ・ライフ派は胎児の生命や人間性を否定したすべての関係者に処罰を求める立法をすすめてきた。他方で、プロ・チョイス派は彼らを保護しようとする立法をすすめてきた。

クリニックの開設条件や医師の資格に関する軸をみてみよう。妊娠第一期における女性の選択権を認めたロー判決が有効である現状では、たとえプロ・ライフ派が過半数を占める州であってもクリニックを全廃することはできない。したがってクリニックの開設や医師の資格に厳しい条件をつける態度と、それらの条件を総合病院の場合に比べて緩くしようとする態度とを両極とする軸が生まれる。

このクリニックの開設条件や医師の資格に関する軸上でみると、一方で、プロ・ライフ派はクリニックに高度な建築基準や機器の性能を求めたり、医師には緊急事態に陥った自分の患者を近隣の総合病院へ入院させる資格を求めたりする立法をすすめてきた。そうすることで州内のクリニックをできるだけ減らそうとする。他方で、プロ・チョイス派はクリニックの開設条件や医師の資格をできるだけ緩くする立法をすすめてきた。

最後に、中絶の処置に伴う付帯条件の有無の軸をみてみよう。妊娠第一期における女性の選択権を認めたロー判決が有効である現状では、たとえプロ・ライフ派が過半数を占める州であっても女性の中絶へのアクセスは認められている。したがって中絶の直前にそれを思いとどまらせるプロセスをいくつか女性に義務づける態度とそうでない態度を両極とする軸が生まれる。

この付帯条件の有無の軸上でみると、一方で、プロ・ライフ派は中絶目的でクリニックを訪れる女性に72時間の待機、胎児の超音波映像を見ること、心音を聴くことなどを義務づけ、女性に思いとどまらせようとする立法をすすめてきた。他方で、プロ・チョイス派は中絶を求める女性に圧力をかけるような立法は求めなかった。

これらの軸のそれぞれにおいて、プロ・ライフ派とプロ・チョイス派は対立している。プロ・ライフ派が多数派を占める南部や中西部のいくつかの州では、彼らの主張が法制化される。またプロ・ライフが多数派を占める東北部や西海岸の州では、プロ・チョイス派の主張が法制化される。

それでは第五に、2018年末、大きな転機が訪れ、それを受けて2019年春に南部や中西部の州で反中絶の法制化がこれまで以上に加速し、逆に東北部や西下海岸の州で中絶へのアクセスを強化する法制化が進んだ。その経緯を説明する。

2018年末、辞職した最高裁判事スティーブンスの後任として、トランプが指名したカバノーが上院の承認を得て最高裁判事に就任した。彼の経歴は中絶反対派である。彼の就任によって、これまで4対4だった最高裁は5対4で中絶反対派が多数派を占めることとなった。

南部の諸州はそれまで中絶を難しくする立法をすすめながらも、プロ・ライフ派からの訴訟を避けるためロー判決を尊重し、最後の一线を越えることはなかった。しかし最高裁のパワー・バランスが中絶反対にシフトしたことを受けて、プロ・ライフ派からの訴訟を歓迎し、最高裁で決着をつける時がようやく来たと考え、むしろ中絶を全面禁止する州法の法制化をすすめたのである。言うまでもなく、ロー判決の破棄が彼らの最終目標である。

たとえば2019年5月15日、アラバマ州のケイ・アイヴィ知事は反中絶法に署名し、実質的に州内の人工中絶を全面的に禁止した。中絶が許される期間を制限した州としては、年初から数えて7番目の州となった[NYT: May 15, 2019]。

しかしケンタッキー州、ミシシッピ州、ジョージア州、オハイオ州などで法制化された制限はいわゆる「ハートビート法」である。ハートビートとは心拍のことで、超音波診断で心拍が検出される、妊娠6～8週目以降の中絶を禁止する。

これに対して、アラバマ州法は受精の瞬間から出産に至る、妊娠のすべての期間について中絶を禁止している。それだけではない。母体の健康リスクによる例外を認めるが、レイプや近親相姦による妊娠についても中絶を禁止している。また中絶処置を施した医師は最高99年の懲役刑が科される。未遂であっても10年の懲役刑が科される。ちなみに中絶処置を受けた女性への刑罰はない[NYT: May 14, 2019]。

他方、民主党が支配する州では反対に、人工中絶へのアクセスを保障する立法が進んだ。

2019年9月、カリフォルニア州ではさらに中絶の権利を拡充する兆しがある。9月13日、同州議会は州内のすべての公立大学の学生医療センターに中絶誘発剤の提供を義務づける法案を可決した。ニューサム知事（Gavin Newsome、民主党）が署名すれば正式な州法となり、受精から10週以内の妊娠に対し2種類の認可薬の提供が2023年から施行される。健康保険会社による薬代のカバーも州法に含まれている。ちなみに同じような法案はマサチューセッツ州の議会にも提案されている。またイリノイ大学シカゴ校ではすでに中絶誘発剤が提供されている[NYT, Sept 14, 2019]。

これまで学生医療センターでは婦人科検診や避妊手段を提供してきた。しかし中絶については、外部のクリニックを紹介していた。従って女子学生にとって費用や時間の点で負担が大きかった。またクリニックのまわりには中絶反対の活動家が思いとどまるよう働きかけられるなど、精神的な負担も大きい。

付論「ジュディス・J・トンプソンの哲学的分析の要約」

レイプやインセストによる妊娠など、いかなる理由があっても、胎児の生命を優先し人工中絶を認めないという姿勢はあまりに極端であるという姿勢がある。この姿勢に対する反論のう

ちジュディス・J・トンプソン「人工中絶の弁護」を紹介しておく [Thompson, 1971]。

トンプソンは「胎児は人間かどうか」という争点をとりあげる。そしてたとえ「受精の瞬間から胎児は人間である」というプロ・ライフ派の大前提を受け容れたとしても、なお人工中絶を否定できないことを哲学的に論証しようとした。

プロ・ライフ派は胎児の人間性 (personhood) から次のように人工中絶を否定する。すべての人間は生きる権利をもつ。人間の生きる権利は母親の身体に対する自己決定権より優先される。したがって胎児を殺すことは許されない、つまり人工中絶は許されない、と。

しかし妊娠が母親の生命を危険にさらす場合であっても、人工中絶は許されないであろうか。確かに、たとえ母親が死ぬとしても、胎児は母親を殺そうとしたわけではない。それに対して、中絶は胎児を殺そうとすることであるとプロ・ライフ派は言う。しかし実態は、無実の母親が無実の胎児によって命を脅かされているという状況である。この場合、母親には自らの命を守る自己防衛の権利がある。その結果、中絶によって胎児が死ぬとしても、それは許されないことではない、とトンプソンは言う。

妊娠が母親の生命を危険にさらさない場合、人工中絶は許されるのだろうか。胎児の生きる権利には、生きるための最低限のものを母親に提供させる権利は含まれないという。最低限のものを提供するかどうかは母親の自主的な親切さの度合いに依存するものであって、義務ではない。なぜなら身体は母親のものだからである。また最低限のものを提供しないことは、たとえ胎児を死なせるとしても、胎児を不当に殺すことにはならないと、トンプソンは言う。

たとえばレイプによる妊娠の場合、母親に妊娠の責任はない。つまり母親はその胎児に母体の使用を認める義務はない。しかし妊娠の可能性を知りつつ自主的に性交した結果など、母親に妊娠の責任の一端がある場合、母体は胎児の生きる権利を否定できるであろうか。たとえ自己防衛の権利があるとしても。

この場合、確かに胎児の生きる権利を保障しなければならないケースがある。つまり人工中絶が非道徳的となるケースがあると、トンプソンは言う。

確かに人工中絶が不道徳であるケースがある。たとえば母体に健康上のリスクがほとんどなく、しかも自主的な性交など妊娠に責任の一端がある場合、人工中絶の選択は冷酷であると非難されるかもしれない。道徳的な意味では、中絶を正当化できないと言える。しかしだからといって胎児の生きる権利が保障されることにはならない。そもそも、レイプによる妊娠かそうでないか、あるいは母体のリスクがあるかないか、は母親側の事情であって、それによって胎児の生きる権利が保障されるのではない。もちろん人工中絶という選択肢は自己中心的、冷酷と非難されるが、不正ではない (p.61中)。

道徳的な判断 (そうすべきであるということ) から胎児の権利を導き出せば、同じ理屈で導き出せる権利はほかにも多々あるだろう (p.61中の下)。アメリカでも道徳的な判断を法制化するのは難しいことである。ただ道徳的に胎児の命を尊重するように要求されることと、それを法制化することは全く異なることである (p.63中)。

結論として、いかなる人も他の人の命を支えるために大きな犠牲を払うことは、道徳的には正当化されることがあっても、法律的にそれを要求されることはない。とくにその人にそれを要求する権利がない場合はそうである (p.64の上1/3)。

以上が、中絶反対論者の前提に立って胎児が人間であると仮定しても、胎児の命への権利を保障できないというトンプソンの結論である。

よって、いったん出産し家に連れて帰れば、母親はその子に責任を持たなければならない。道徳的にも法律的にもそうである。しかし子どもを持たないように注意を払っていた場合、それでも妊娠したときは、その責任を取ってもよいし、犠牲が大きい場合拒否してもよいのである、とトンプソンは言う (p.65中)。

参考・引用文献

- Johnson, Abby, 2010, *Unplanned: The Dramatic True Story of a Former Planned Parenthood Leader's Eye-Opening Journey across the Life Line*, Tyndale House Publisher
- Thomson, Judith Jarvis, Autumn 1971, "A Defense of Abortion"
The Philosophy & Public Affairs, 1, 1: 47-66
- Upadhyay, Ushma D., et al., Aug 2018, "Access to Medication Abortion Among California's Public University Students," *The Journal of Adolescent Health*, 63, 2: 249-52
- 共同訳聖書実行委員会、1987、『聖書』、日本聖書協会
- 鶴浦 裕、2017、『現代アメリカのガン・ポリティクス』東信堂
- 2018、「バイブル・イシューとしての「創造 vs 生物進化」論争」、『スコット著 聖書と科学のカルチャー・ウォー：概説 アメリカの「創造 vs 生物進化」論争』（鶴浦・井上 訳）、pp.264-82
- [AFP] (*The American Family Physician*)
Jul 15, 2019, ?, "Misoprostol Alone Is Associated with a High Rate of Successful First-Trimester Abortion," 100, 2: 119
<https://www.aafp.org/afp/2019/0715/p119.html>
Last accessed Sept 21, 2019
- [AJPH] (*The American Journal of Public Health*)
Foster, Diana Greene, Dec 2017, "Dramatic Decreases in US Abortion Rates: Public Health Achievement or Failure?" 107, 12: 1860
- [APA] (*American Pregnancy Association*)
Staff, "Abortion Pill"
<https://americanpregnancy.org/unplanned-pregnancy/abortion-pill/>
Last accessed Sept 21, 2019
- [AVC] (*AV CLUB*)
Mar 29, 2019, Rizov, Vadim, "Unplanned is an abortion about abortion" (映画批評)
<https://film.avclub.com/unplanned-is-an-abortion-about-abortion-1833646797>
Last accessed Aug 13, 2019
- [C] (*The Contraception*)
Raymond, Elizabeth G., et al., Jan 2013, "First-trimester medical abortion with mifepristone 200 mg and misoprostol: a systematic review," *The Contraception*, 87, 1: 26-37
<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0010782412006439?via%3Dihub>
Last accessed Sept 15, 2019
- [CSM] (*The Common Sense Media*)
Mar 29, 2019, Slaton, Joyce, "Unplanned" (ビデオ・クリップ良い)
<https://www.common sense media.org/movie-reviews/unplanned>
Last accessed Ape 13, 2019
- [BOM] (*Box Office Mojo*)

- Aug 13, 2019, Johnson, Abby, “‘Unplanned’ (興行収入)
<https://www.boxofficemojo.com/movies/?id=unplanned.htm>
Last accessed Ape 13, 2019
- [FDA] (U.S. Food & Drug Administration)
Feb 5, 2018, Staff, “Mifeprax (mifepristone) Information”
<https://www.fda.gov/drugs/postmarket-drug-safety-information-patients-and-providers/mifeprax-mifepristone-information>
Last accessed Sept 21, 2019
- [FN] (*The Fox News*)
Mar 30, 2019, Johnson, Abby, “‘Abby Johnson: ‘Unplanned’ is my story and you can’t unsee it” (ビデオ・クリップ2つが詳しい)
<https://www.foxnews.com/opinion/abby-johnson-unplanned-is-my-story-and-you-cant-unsee-it>
Last accessed Ape 3, 2019
- [G] (*The Gallup*)
Jun 11, 2018, Jones, Jeffrey M., “U.S. Abortion Attitudes Remain Closely Divided”
<https://news.gallup.com/poll/235445/abortion-attitudes-remain-closely-divided.aspx>
Last accessed Sep 25, 2019
- Jun 13, 2019, Saad, Lydia, “Trimesters Still Key to U.S. Abortion Views”
<https://news.gallup.com/poll/235469/trimesters-key-abortion-views.aspx>
Last accessed Sept 24, 2019
- [GI] (*The Guttmacher Institute*)
Sept 2019, Jones, Rachel K., et al., “Abortion Incidence and Service Availability in the United States, 2017”
<https://www.guttmacher.org/report/abortion-incidence-service-availability-us-2017>
Last accessed Sept 19, 2019
- [GPR] (*The Guttmacher Policy Review*)
Sept 18, 2019, Nashi, Elizabeth and Joerg Dreweke, “The U.S. Abortion Rate Continues to Drop: Once Again, State Abortion Restrictions Are Not the Main Driver”
<https://www.guttmacher.org/gpr/2019/09/us-abortion-rate-continues-drop-once-again-state-abortion-restrictions-are-not-main>
Last accessed Sept 19, 2019
- [HR] (*The Hollywood Reporter*)
Jan 18, 2019, Bond, Paul, “\$6 Million Anti-Abortion Movie Seeks Major Label Music, But Finds No Takers” (映画、いくつかの音楽レーベルが、制作会社の音楽使用の依頼を拒否)
<https://www.hollywoodreporter.com/news/6-million-anti-abortion-movie-seeks-major-label-music-but-finds-no-takers-1177154>
Last accessed Jul 29, 2019
- Mar 29, 2019, Bond, Paul, “TV Networks Reject Ads for Anti-Abortion Movie” (映画、いくつかのテレビネットワークが広告を拒否)
<https://www.hollywoodreporter.com/news/networks-reject-ads-anti-abortion-movie-unplanned-1197928>
Last accessed Jul 29, 2019
- [VSSR] (*The Statistics Surveillance Report*)
May 2019, Hamilton, Brady E. et al., “Births: Provisional Data for 2018,” Report No.007
<https://www.cdc.gov/nchs/data/vsrr/vsrr-007-508.pdf>
Last accessed Sept 24, 2019
- [NYT] (*The New York Times*)
May 14, 19, Williams, Timothy and Alan Blinder, “Lawmakers Vote to Effectively Ban Abortion in Alabama”
<https://www.nytimes.com/2019/05/14/us/abortion-law-alabama.html>
Last accessed May 16, 2019
- May 15, 19, Tavernise, Sabrina, “Alabama Governor Signs Nation’s Most Restrictive Abortion Law”
<https://www.nytimes.com/2019/05/15/us/state-abortion-laws.html?action=click&module=Top%20Stories&pgtype=Homepage>
Last accessed May 16, 2019
- Aug 4, 2017, Belluck, Pam, “Gene Editing for ‘Designer Babies’? Highly Unlikely, Scientists Say”
<https://www.nytimes.com/2017/08/04/science/gene-editing-embryos-designer-babies.html?ref=collection%2Fsectioncollection%2Fus&action=click&contentCollection=us®ion=rank&module=pack->

- age&version=highlights&contentPlacement=2&pgtype=sectionfront
 Last accessed Aug 5, 2017
- Apr 27, 2017, Adams, Patrick, “Spreading Plan C to End Pregnancy”
<https://www.nytimes.com/2017/04/27/opinion/spreading-plan-c-to-end-pregnancy.html?module=inline>
 Last accessed Apr 28, 2019
- Apr 8, 19, Ugwu, Reggie, “With ‘Unplanned,’ Abortion Opponents Turn Toward Hollywood”
<https://www.nytimes.com/2019/04/08/movies/unplanned-movie-abortion.html>
 Last accessed Apr 9, 2019
- Sept 14, 2019, Belluck, Pam, “In First, California Would Require Public Universities to Provide Abortion Pills” (ブルースタイトの中絶アクセス法の動き)
<https://www.nytimes.com/2019/09/14/health/abortion-pills-california-universities.html>
 Last accessed Sept 15, 2019
- [PC] (Plan C)
 Mar 20, 2019, Staff, “REPORT CARD For Online Abortion Pill Suppliers”
<https://plancpills.org/reportcard>
 Last accessed Sept 21, 2019
- [PRRI] (the Public Religion Research Institute)
 Aug 13, 2019, Staff, “The State of Abortion and Contraception Attitudes in All 50 States”
<https://www.pri.org/research/legal-in-most-cases-the-impact-of-the-abortion-debate-in-2019-america/>
 Last accessed Aug 30, 2019
- [TM] (*The Texas Monthly*)
 Feb, 2010, Blakeslee, Nate, “The Convert”
<https://www.texasmonthly.com/politics/the-convert/>
 Last accessed Aug 14, 2019
- [U] (*Unplanned*)
 2019, Staff, “Unplanned” (ビデオ・クリップが良い)
<https://www.unplannedfilm.com/>
 Last accessed Aug 14, 2019
- [Variety] (*Variety*)
 Mar 30, 2019, Staff, “‘Anti-Abortion Film’s Twitter Account Reinstated After Brief Suspension” (ツイッターのアカウントが一時停止)
<https://variety.com/2019/digital/news/anti-abortion-movie-twitter-suspended-reinstated-1203176735/>
 Last accessed Apr 3, 2019
- [WP] (*The Washington Post*)
 Nov 20, 2015, Yahr, Emily, “‘Scandal’ stuns viewers with abortion scene in the season’s winter finale”
<https://www.washingtonpost.com/news/arts-and-entertainment/wp/2015/11/20/scandal-stuns-viewers-with-abortion-scene-in-the-seasons-winter-finale/>
 Last accessed Aug 6, 2019
- Jan 15, 2019, Andrews-Dyer, Helena, “The trailer for that ‘Roe v. Wade’ movie has been released, and it features mostly men”
<https://www.washingtonpost.com/arts-entertainment/2019/01/15/trailer-that-roe-v-wade-movie-has-been-released-it-features-mostly-men/>
 Last accessed Jan 16, 2019
- Jul 27, 2019, Hughes, Laura, “A tiny Texas town finds itself on the front lines of the abortion wars”
https://www.washingtonpost.com/politics/a-tiny-texas-town-finds-itself-on-the-front-lines-of-the-abortion-wars/2019/07/27/4e1fa96-a4c6-11e9-b732-41a79c2551bf_story.html?utm_term=.edaa1594c66d
 Last accessed Jul 29, 2019
- Apr 2, 19, Thiessen, Marc A., “The movie abortion supporters don’t want you to see” (映画の内容など)
https://www.washingtonpost.com/opinions/the-movie-abortion-supporters-dont-want-you-to-see/2019/04/02/e6b829ca-5554-11e9-814f-e2f46684196e_story.html?utm_term=.1ca45a75b126
 Last accessed Apr 3, 2019
- Apr 11, 19, Hornaday, Ann, “Was ‘Unplanned’ a victim of media bias or an example of grievance-as-marketing?” (ワシントン・ポストの言い訳)
https://www.washingtonpost.com/lifestyle/style/was-unplanned-a-victim-of-media-bias-or-an-example-of-grievance-as-marketing/2019/04/11/0e516fbc-5c5d-11e9-842d-7d3ed7eb3957_story.html?utm_term=.64bb-

7452dae1

Last accessed Apr 12, 2019

Aug 30, 2019, Lucado, Andrea, “How the female body became the scapegoat for white evangelicals”
<https://www.washingtonpost.com/religion/2019/08/29/how-female-body-became-scapegoat-white-evangelicals/>

Last accessed Aug 31, 2019

[WSJ] (*The Wall Street Journal*)

May 22, 2017, Kanno-Youngs, Zolan, “New York Appeals Court To Hear Case on Doctor Aid in Dying”
<https://www.wsj.com/articles/new-york-appeals-court-to-hear-case-on-doctor-aid-in-dying-1495500509>

Last accessed Aug 8, 2017

May 15, 2019, DeBarros, Anthony and Janet Adamy, “U.S. Births Fall to Lowest Level Since 1980s” (出生率の推移)

https://www.wsj.com/articles/u-s-births-fall-to-lowest-rates-since-1980s-11557892860?mod=article_inline

Last accessed Sept 19, 2019

[YT] (*YouTube*)

2019, Staff, “*Roe v. Wade* Teaser” (ビデオ・クリップが良い)

<https://www.youtube.com/watch?v=ZUNwyQvRurs&feature=youtu.be>

Last accessed Aug 14, 2019

[GCoCoM] (The 191st General Court of the Commonwealth of Massachusetts)

2019, Staff, “Bill H.3841, An Act to Require Public Universities to provide Medication Abortion”

<https://malegislature.gov/Bills/191/HD3658>

Last accessed Sept 16, 2019

(2019.9.26 受稿, 2019.10.25 受理)